

高岡市おくやみハンドブック無償提供者選定に係る公募型プロポーザル 実施要領

本実施要領は、死亡届を提出した遺族等を対象に配布する「高岡市おくやみハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)を発行するにあたり、本市へ、広告収入等をもとにハンドブックを無償で提供する民間事業者をより公正かつ公平な方法で選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 事業名

高岡市おくやみハンドブック発行事業

(2) 事業内容

別紙1「高岡市おくやみハンドブック発行事業 仕様書」のとおり

(3) 事業実施期間

協定締結から令和11年3月31日まで

(4) 事業経費

本事業に要する一切の経費は、提案者の負担とし、高岡市は費用を負担しない。

(5) 掲載内容の更新

掲載内容については、1年ごとに更新する。

第1回 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2回 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

第3回 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格要件

参加表明書の提出時において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者の欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申し立てをしていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者として高岡市暴力団排除条例施行規則第3条に該当しないこと
- (6) 令和3年度以降に本事業と同様の事業を実施し、おくやみハンドブック(またはそれに類似するもの)を地方自治体へ無償提供した実績を有していること。

3 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程
(1) 実施要領の公表	令和 7 年 9 月 22 日 (月)
質問の受付期限	令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午後 5 時まで
質問の回答	令和 7 年 10 月 3 日 (金)
(2) 参加表明書の提出期限	令和 7 年 10 月 10 日 (金) 午後 5 時まで
(3) 提案書等提出期限	令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午後 5 時まで
(4) 書類審査結果通知	令和 7 年 11 月 5 日 (水)
(5) 協定書の締結	審査結果通知後速やかに

4 各項目の事務手続き

本プロポーザルに関する事務局は次のとおりとする。

933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号

高岡市 生活環境文化部 市民課 総務係

T E L : 0766-20-1333

e-mail : shimin@city.takaoka.lg.jp

担 当 : 板本 (いたもと)

(1) 質問の受付及び回答

提出期限 : 令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午後 5 時まで

提 出 先 : 事務局あて

提出方法 : 電子メールによる (電話受付不可)

ア プロポーザル内容等についての事前説明会は行わない。

イ 質問書の様式は任意とする。

ウ 質問の受付期限後に提出されたものは一切受け付けない。

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

提出期限 : 令和 7 年 10 月 10 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

提 出 先 : 事務局あて

提出方法 : P D F データを電子メールで提出すること。

提出書類 : ・参加表明書 (様式第 1 号)

・会社概要書 (様式第 2 号)

・参加資格要件確認票 (様式第 3 号)

・導入実績書 (様式第 4 号)

・納税証明書の写し (高岡市の入札参加資格をもつ場合は不要)

(3) 提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

提出期限 : 令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

提 出 先 : 事務局あて

提出方法：持参又は郵送（※郵送の場合は、簡易書留により、提出期限までに必着のこと。）

加えてPDFデータを電子メールで提出すること。（※データが10MBを超える場合は、本市の指定するURLへのアップロードを依頼するため、事前に事務局へ連絡すること。）

提出書類：・提案書表書（様式第5号）1部

・提案書（任意の様式）6部

・ハンドブック作成見本 6部

(4) 書類審査結果通知

書類審査は、「高岡市おくやみハンドブック」無償提供者選考委員会が行い、審査結果をメールにて通知する。

通知日（予定）：令和7年11月5日（水）

5 提案書等の作成について

(1) 全般事項

ア 提案書は、A4版、横書き、左綴じ、文字の大きさは基本10.5ポイント以上とし、15ページ以内とすること。

イ 提案書は、適切にページ番号を記載すること。

ウ 提案書には、提案事業者名、ロゴ等を記載しないこと。

(2) 記載事項

本事業の目的を達成するため、別紙1「高岡市おくやみハンドブック発行事業 仕様書」及び別紙2「審査基準」に基づき、下記の内容を含み、専門性を生かした提案に努めること。

ア 実施体制

責任者や作業者の体制、拠点、連絡先を明確にすること。

イ 実施スケジュール

協定締結から初版発行までの全体スケジュールについて、作業項目単位で案を記載すること。

その際、市職員との役割分担を明確にすること。

ウ ハンドブック作成のコンセプト及び特長

どのような考え方でハンドブックを構成し、レイアウト等を工夫しているかなどのポイント、また当該ハンドブックの優れている点や独自提案等について記載すること。

エ その他

ハンドブックに広告を入れる場合は、広告募集から掲載までの過程を記載すること。

(3) ハンドブック作成見本

・仕様書に類似したサンプル（実際の納品物でも可）を1件添付すること。

・ハンドブック作成見本は、提案書のページ数に含まない。

・提案事業者名やロゴが印字されている場合は、黒塗り又はテープ等によりマスキングすること。

6 審査と優先交渉権者の選定について

(1) 審査方法

高岡市が設置する高岡市おくやみハンドブック無償提供者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が審査を行う。審査基準については、別紙2「審査基準」を参照すること。

(2) 優先交渉権者の決定

審査の得点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、審査結果が同点になった場合は委員による多数決により優先交渉権者を特定する。

なお、提案事業者が1者となった場合でも、審査を行い、選考委員会にて本業務を実施するに相応しい事業者であると判断した場合は、優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、高岡市公式ホームページで公表する。

7 協定締結について

優先交渉権者は、市と協議のうえ協定書案を作成し、協定を締結する。

8 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類の差替、追加等は認められない。
- (5) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 参加表明書、提案書等の提出の後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局まで申し出ること。
- (7) 本プロポーザルで知り得た情報等を本プロポーザル終了後も含め、本プロポーザル以外の目的で使用したり、複写・複製や不正使用等を行わないこと。
- (8) 情報公開請求があった場合は、本提案に係る提案書等について公開となり得る。

以 上